

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.1 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第48条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時15分から午後5時45分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者（通知者を含む。）又は軽微変更該当証明の申請者（以下単に「提出者」又は「申請者」といい、両者をまとめて「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目9番地とする。

2 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪府中央区南本町一丁目7番15号とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 判定の業務区域は日本全域とする。

2 本部の業務区域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.2 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

愛知県の全域とする。

- 3 大阪事務所の業務区域は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の全域とする。
- 4 提出者等が希望した場合において、財団との協議が整った場合及び緊急の場合においては、本部の業務を大阪事務所で、大阪事務所の業務を本部で行うことができるものとする。

(判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

第6条 財団は、法第41条第1項第1号イ(1)から(3)までに定める特定建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

- 第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、財団に対し、施行規則第1条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、財団に対し、施行規則第2条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、財団に対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えて申請しなければならないものとする。
- 4 前3項の規定により提出又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるときに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提出者等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。
- 5 第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下この条において同じ。）を提出しようとする者は、財団に対し、施行規則第1条第4項に規定する書類を、変更の場合においては施行規則第2条第2項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 6 財団は、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを遅滞なく所管行政庁へ送付することとする。

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.3/17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)

第8条 財団は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
 - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 財団は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、財団は、提出者等に引受承諾書を交付する。この場合、財団は、提出者等と別に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款（以下「約款」という。）に基づき判定に係る契約を締結したものとす。
- 5 前項の約款には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
- (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、財団の求めに応じ、判定のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。
 - (2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 判定料金の額に関すること。
 - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
 - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条及び第10条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の財団に帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、財団に書面をもって通知することに

2017年4月1日制定

2020年6月11日改訂

2020年6月11日施行

より当該契約を解除できること。

- (c) 提出者等は、財団が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の財団に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 財団は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (a)、(b)又は(d)の規定により契約を解除した場合においては、財団は、既に支払われた判定料金を返還せず、未だ支払われていない判定料金の支払いを請求できるとともに、(d)の規定により契約を解除した場合においては、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に暇疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

（判定の実施方法）

- 第9条 財団は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第45条に規定する適合性判定員に実施させる。
- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
 - 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者等又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
 - 4 財団は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由又は軽微な変更該当しない旨及びその理由を提出者等に通知する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

- 第10条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下届出書を財団に提出する。
- 2 前項の場合においては、財団は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程

頁 No.5 / 17

ECJR-01-04

2017年4月1日制定

2020年6月11日改訂

2020年6月11日施行

(適合判定通知書等の交付等)

- 第11条 財団は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、適合判定通知書に提出書類の副本を添えて提出者に交付する。
- 2 財団は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、提出者にそれぞれ交付する。
- 3 財団は、第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に提出者に交付する。
- (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 提出書類に記載された内容に明らかな虚偽があるとき。
- (3) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の財団の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
- (4) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
- 4 財団は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあつては、すみやかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。
- 5 財団は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更には該当しないことを確認したときにあつては別記様式第3による軽微な変更には該当しない旨の通知書を、軽微な変更には該当するかどうかを決定することができないときにあつては別記様式第4による軽微な変更には該当するかどうかを決定することができない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
- 6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.6 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

第3章 適合性判定員等

(適合性判定員の選任)

第12条 財団の理事長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第40条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、法第41条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(適合性判定員の解任)

第13条 財団の理事長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合性判定員の配置)

第14条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を本部に2人以上、大阪事務所に1人以上配置する。

- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 大阪事務所の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあつては、当該事務所において本部の適合性判定員が臨時に判定の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあつては、本部において当該判定の業務を行う。
- 4 財団は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第15条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、財団の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第16条 判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、本部に3人以上、大阪事務所に2人以上配置する。

- 2 財団は、法第41条第1項第3号に規定する専任の管理者に省エネ審査部長を任命する。
- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.7 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

(秘密保持義務)

第 17 条 財団の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章 判定料金等

(判定料金の納入)

第 18 条 提出者等は、別表 3 に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

第 19 条 判定料金は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行う場合、減額することができるものとする。（ろ）

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして財団が判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 5 章 雑 則

(登録の区域等の掲示)

第 22 条 財団は、登録の区域その他の事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程の公開)

第 23 条 財団は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ (<https://www.bcj.or.jp/>) において公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 24 条 財団は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.8 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。(は)

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

ただし、(2)又は(4)(a)の請求をするには1頁につき20円(税込)を、第4号(b)の請求をする場合は1枚につき100円(税込)を、それぞれ支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求。
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求。
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求。
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、財団が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求。
 - (a) 財団の使用に係る電子計算機と法第 49 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法。
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 50 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類等、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 法第 12 条第 3 項又は第 13 条第 4 項の規定による通知書を交付した日から 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに保存した場合において、当該保存したデータを印刷した場合は、当該ファイル又は磁気ディ

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.9 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

スクのデータを原本として扱うものとする。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 財団は、法第 50 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 財団は、法第 50 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 財団は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け及び適合判定通知書等その他の函書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 財団の理事長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 2 財団の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務。
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務。
 - (3) 建設工事に関する業務。
 - (4) 工事監理に関する業務。
- 3 財団の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、財団以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
 - (1) 財団に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合。
 - (2) 財団に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合。
- 4 第 1 項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- 5 適合性判定員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.10/17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

(損害賠償保険への加入)

第31条 財団は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間三千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第32条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、財団に相談をすることができる。この場合において、財団は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、2017年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、2018年4月1日より施行する。(い)

(附則)

この規程は、2020年5月1日より施行する。(ろ)

(附則)

この規程は、2020年6月11日より施行する。(は)

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.11 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

別表 1

適合判定通知書の交付番号の付番方法

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「○○○」)
4～5桁目	01：本部 02：大阪事務所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 10,000 m ² 未満 2：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号の付番方法

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「○○○」)
4～5桁目	01：本部 02：大阪事務所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 10,000 m ² 未満 2：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.12/17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

別表3

判定料金

1 判定料金 (い) (ろ)

(1) 財団が実施する判定の業務に係る料金は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出1件につき、次の(a)、(b)及び(c)に掲げる用途（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という。）第10条第1号イの用途をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該(a)、(b)及び(c)に定める額とする。ただし、計算対象設備を有しない建築物の場合は、50,000円/件（税別）とする。

(a) ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途 単位（円・税別）/件

対象床面積の合計	当財団の建築確認と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000 m ² 以内のもの	N × 270,000	450,000	N × 300,000	500,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	N × 306,000	531,000	N × 340,000	590,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	N × 360,000	612,000	N × 400,000	680,000
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	N × 486,000	846,000	N × 540,000	940,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	N × 630,000	1,215,000	N × 700,000	1,350,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	N × 783,000	1,620,000	N × 870,000	1,800,000
200,000 m ² を超えるもの	N × 990,000	2,079,000	N × 1,100,000	2,310,000

N：適用したモデル建物の数に応じ次の表に定める数値を乗ずる。以下(2)において同じ。

モデル建物の数	1	2*	3*	4以上*	* 工場モデルを除く
N	1.0	1.3	1.4	1.5	

(b) 事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途 ((a)に掲げる用途を除く。)

単位（円・税別）/件

対象床面積の合計	当財団の建築確認と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000 m ² 以内のもの	N × 180,000	306,000	N × 200,000	340,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	N × 225,000	360,000	N × 250,000	400,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	N × 270,000	414,000	N × 300,000	460,000
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	N × 378,000	585,000	N × 420,000	650,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	N × 486,000	837,000	N × 540,000	930,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	N × 594,000	1,107,000	N × 660,000	1,230,000
200,000 m ² を超えるもの	N × 711,000	1,377,000	N × 790,000	1,530,000

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程

頁 No.13 / 17

ECJR-01-04

2017年4月1日制定

2020年6月11日改訂

2020年6月11日施行

(c)工場等これらを含む複合用途 ((a)又は(b)に掲げる用途を除く。) 単位 (円・税別) / 件

対象床面積の合計	当財団の建築確認と併せて 行う場合		省エネ適合性判定のみを 行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000 m ² 以内のもの	144,000	261,000	160,000	290,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	171,000	306,000	190,000	340,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	207,000	360,000	230,000	400,000
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	288,000	495,000	320,000	550,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	369,000	702,000	410,000	780,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	450,000	945,000	500,000	1,050,000
200,000 m ² を超えるもの	558,000	1,188,000	620,000	1,320,000

(2) 既に財団から適合判定通知書が交付された計画について、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする場合（軽微変更該当証明書の交付を求めようとする場合を含む。以下同じ。）に係る判定料金は、(1)に規定する額の70%の額とする。ただし、次の(a)又は(b)に該当する場合に係る判定料金は(1)に規定する額とする。

- (a) 直前の適合判定通知書を財団以外の者が交付した建築物
- (b) 計算方法が変更（モデル建物法 ⇄ 標準入力法等）された建築物

2 その他 (い) (ろ)

- (1) 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分により料金を算定する。また、住宅部分の面積が300 m²以上の場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として、料金に10,000円/件（税別）を加算する。
- (2) 増築又は改築の場合であって、既存部分のBEI値にデフォルト値を用いる時は、増築又は改築の部分により料金を算定する。

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.14 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

別記様式第1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

一般財団法人 日本建築センター 御中

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
 申請者の氏名又は名称 印
 代表者の氏名
 設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。申請にあたっては、一般財団法人日本建築センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款を遵守します。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
 【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
 【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
 【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.16 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

別記様式第3

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

一般財団法人 日本建築センター
理事長名 印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

建築物エネルギー消費性能適合性 判定業務規程		頁 No.17 / 17
		ECJR-01-04
2017年4月1日制定	2020年6月11日改訂	2020年6月11日施行

別記様式第4

軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

一般財団法人 日本建築センター
理事長名 印

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)